

(裏)

医療費算定対象世帯員（受診者と生計を一にする者）が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏名	受診者との続柄		
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)

疾病の状態の程度を満たしていると診断された日 (新規の場合に記入)	年 月 日
診断された日から1月以内に申請を行わなかった場合の理由 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に日数を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化により、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害によって被害を受けたことにより、必要書類の準備に日数を要したため <input type="checkbox"/> その他 ()	

備考	保 健 所 記 入 欄		
	保健所受付印	保健所長の意見	
		生 保	自己負担上限額特例等
		低 I	
		低 II	
		般 I	
般 II			
上 位			

(注)

- 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- については、該当するものに「**レ**」を記入すること。
- 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者をいう。
- 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新）は、改正後の第1号様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新）とみなす。

(裏)

医療費算定対象世帯員（受診者と生計を一にする者）が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏名	受診者との続柄		
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)
		<input type="checkbox"/> 指定難病 (受給者番号:)	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 (受給者番号:)

備考	保 健 所 記 入 欄		
	保健所受付印	保健所長の意見	
		生 保	自己負担上限額特例等
		低 I	
		低 II	
		般 I	
般 II			
上 位			

(注)

- 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- については、該当するものに「**レ**」を記入すること。
- 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者をいう。
- 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。